

令和6年5月30日

理事長 佐藤 啓太郎 殿

監事 阿部 健郎

令和5年度の財務諸表及び業務に関する監査結果（報告）

地方公務員災害補償法第9条第3項の規定に基づき、地方公務員災害補償基金の業務に係る令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。）並びに同年度の本部及び支部の業務について監査を実施したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

第1 監査の方法及び内容

1 本部の監査

関係課から令和5年度決算に係る財務諸表等について報告を受け、その正否を検証するとともに、必要に応じて説明を求めた。

また、同年度の業務の執行状況に関して、幹部会議等に参加したほか、関係課から報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

2 支部の監査

令和5年度監査計画に基づき、監査対象26支部（後掲）の収支状況及び会計経理に関する書類についてその正否を検証するとともに、業務の執行状況について実地監査を行った。

第2 監査の結果

1 本部の監査

監査の結果、令和5年度決算に係る財務諸表は、正しく表示され、かつ、その内容は適正なものであると認める。

また、同年度の本部業務の執行状況についても、適切妥当なものと認める。

2 支部の監査

監査の結果、監査対象 26 支部の収支状況及び会計経理に関する書類については、正しく表示され、その内容は適正なものであり、支部業務の執行状況についても、おおむね適切妥当なものと認める。

なお、監査の結果、改善すべきとした事項については、各支部において対処方針及び対応案を検討し、報告を受けた。

(令和 5 年度の監査対象支部)

北海道支部、福島県支部、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、東京都支部、神奈川県支部、富山県支部、石川県支部、福井県支部、長野県支部、静岡県支部、愛知県支部、兵庫県支部、鳥取県支部、島根県支部、広島県支部、山口県支部、高知県支部、宮崎県支部、さいたま市支部、相模原市支部、浜松市支部、京都市支部、広島市支部及び福岡市支部 (26 支部)

以 上